

介護保険負担限度額認定証について



利用者の食費・居住費は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担減策が設けられています。

利用者が「利用負担」のどの段階に該当するかは市町村区が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者本人(あるいは代理人の方)が、本人の住所地の市町村区に申請し、市町村区より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階については、施設の方で申請することが出来ませんので、下記に該当する利用者の方は申請の手続きを行って下さい。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方が、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担額2段階以外の方

【利用者負担第4段階】

課税世帯で、第2・第3段階に属さない方

※ただし高齢者二人暮らし世帯などで、一人が施設に入所しその利用料を負担すると自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村区が認めた方は、利用者負担第3段階になります。

その他の詳細は、各市町村区の介護保険課窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表	1日の利用料	
	食費	居住費
利用者負担第1段階	300	820
利用者負担第2段階	390	820
利用者負担第3段階	① 650 ② 1,360	①② 1,310
利用者負担第4段階	1,600	2,300